

令和3年4月20日

保育施設（認可保育所、認定こども園、小規模保育事業）  
利用の保護者の皆様

松戸市  
子ども部 保育課長

新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に伴う保育施設の対応について

日頃より、松戸市の保育行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

本市は、令和3年4月20日から「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、まん延防止等重点措置を講ずべき区域に示されました。

本市の保育施設においては、これまでと同様に感染症対策を徹底して、運営することといたします。なお、下記のとおり保育施設の利用の留意事項についてお知らせしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

### 保育施設の利用にかかる留意事項

#### （1）保育施設の利用

感染対策を行いながら保育いたします。ご家庭においても、基本的な感染予防対策（手洗い、うがい、マスクの着用等）をお願いします。

#### （2）保育施設への報告

保育施設に通うお子さま及び同居のご家族で、医療機関または松戸健康福祉センター（保健所）から感染または濃厚接触者と連絡を受けた場合に

は、利用している保育施設の職員までお知らせください。

(3) お子さまの健康観察（登園前の検温と風邪症状の有無の確認）

登園前の検温で発熱や風邪症状がある場合は、自宅で休養することを徹底してください。また、発熱した場合は、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで登園は控えてください。

(4) 保育施設の臨時休園等について

以下のとおり、臨時休園や登園自粛の要請を行う場合があります。随時、松戸市ホームページ等で公表いたします。

- ・子どもが感染した場合や濃厚接触者に特定された場合は、登園自粛の要請をいたします。また、その子どもが保育施設を利用していた場合は、当該保育施設の臨時休園等を行う場合があります。
- ・今後、市内の感染拡大状況や、集団感染が発生した場合は、臨時休園等を行うことがあります。

[お問い合わせ]

松戸市子ども部保育課  
047-366-7351